

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

令和8年7月31日公表

特定事業主名：亀山市（市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、
監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、消防部局、水道事業、病院事業）

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	89.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	89.8%
全職員	61.0%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

※地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
部局長・次長相当職	90.7%
課長相当職	97.8%
課長補佐相当職	95.2%
係長相当職	86.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	95.4%
31～35年	97.5%
26～30年	92.9%
21～25年	92.3%
16～20年	83.4%
11～15年	96.4%
6～10年	92.5%
1～5年	86.1%

【説明欄】

「男女の給与の額の差異」は、女性の平均年間給与額を男性の平均年間給与額で除して割合を算出しており、「1. 全職員に係る情報」のうち、「全職員」区分で大きな差異が生じています。これは、平均年間給与額について男女別にそれぞれの総額をそれぞれの職員数で除して算出しており、任期の定めのない常勤職員以外の職員の短時間勤務（30時間未満／週）職員の割合が、男性は男性職員総数の13.6%であるのに対し、女性は女性職員総数の33.2%であることに起因しています。

Ⅱ 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
管理的地位にある職員	37.5%

【説明欄】

・ 男女別(任期の定めのない常勤職員)の管理職登用比率(管理職数÷職員数×100) 男性職員…18.0% 女性職員…11.7%

Ⅲ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度 (令和 8 年 4 月 1 日現在)
部局長・次長相当職	18.2%
課長相当職	43.9%
課長補佐相当職	39.5%
係長相当職	44.3%

【説明欄】

・ 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合における前年度との比較 部局長・次長相当職…±0.0%（前年度の割合 18.2%） 課長相当職…－0.9%（前年度の割合 44.8%） 課長補佐相当職…－6.1%（前年度の割合 45.6%） 係長相当職…＋3.1%（前年度の割合 41.2%）
--

Ⅳ 採用した職員に占める女性職員の割合

区分	令和 7 年度
一般事務職	66.7%
技術職	50.0%
保健師	－
保育士・幼稚園教諭	100.0%
消防職	－
給食調理員	0.0%
医療職	91.7%

【説明欄】

・ 保健師及び消防職は、採用者がいないため「－」と表記

V 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度
男性	90.0%
女性	100.0%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度
男性	—
女性	100.0%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
1週間以上2週間未満	0.0%	0.0%	—	0.0%
2週間以上1月以下	66.7%	0.0%	—	0.0%
1月超3月以下	22.2%	0.0%	—	0.0%
3月超6月以下	0.0%	0.0%	—	100.0%
6月超9月以下	11.1%	0.0%	—	0.0%
9月超12月以下	0.0%	12.5%	—	0.0%
12月超24月以下	0.0%	12.5%		
24月超	0.0%	75.0%		

【説明欄】

- ・会計年度任用職員（男性）は、取得者がいないため「—」と表記
- ・育児休業取得率における前年度との比較
 - 常勤職員（男性）…+47.1%（前年度の割合 42.9%）
 - 常勤職員（女性）…±0.0%（前年度の割合 100.0%）
 - 会計年度任用職員（男性）…比較なし（前年度の取得者なし）
 - 会計年度任用職員（女性）…±0.0%（前年度の割合 100.0%）

Ⅵ 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度
内部部局等	11.2時間／月
内部部局等以外	8.9時間／月

【説明欄】

- ・ 内部部局等…市長部局、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局
- ・ 内部部局等以外…消防部局、水道事業、病院事業

Ⅶ 職員の年次休暇等の取得日数の状況

区分	令和7年
職員1人当たりの年次有給休暇の年間取得日数 (全部局における平均取得日数)	13.8日

【説明欄】

- ・ 算出期間は暦年（令和7年1月1日～令和7年12月31日）
- ・ 職員の年次休暇等の取得日数における前年度との比較
全部局における平均取得日数…－0.1日（前年度の日数13.9日）